

2 現状と課題（イメージ）

平成 23（2011）年に、世界中の全ての人々が人権教育・人権研修を享受する権利をもつこと、国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきことなどを宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択された。

平成 27（2015）年には、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択し、各国において具体的な取組を進めている。大きな目標には、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった、人権に関わる目標も設定されている。

国においては、平成 28（2016）月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の促進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、いわゆる人権三法を施行した。

本市では、「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画の終了に伴い、その成果と課題などを踏まえ、平成 22（2010）年 10 月に「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」を策定し、人権教育・啓発を推進してきた。

平成 23（2011）年度には、インターネット上の人権侵害の早期発見・拡散防止のためのモニタリング事業の開始、平成 27（2015）年度には、身元調査に繋がる住民票等の不正取得の防止のための本人通知制度の導入、平成 28（2016）年度の人権三法に関する講演会等による周知啓発の実施、平成 29（2017）年度には性的マイノリティのための相談窓口の開設と、それに伴う性の多様性に関する研修会等の実施、令和 2（2020）年度には同性パートナーシップ宣誓制度を導入した。

しかしながら、この 10 年ほどの間の社会状況の変化は著しく、少子高齢化、グローバル化、情報化の加速、人の価値観の変化、人とのつながりの希薄化やコミュニケーションのあり方の多様化など、人権を取り巻く状況は大きく変化している。

近年においては、インターネット上の人権侵害の深刻化や、性の多様性に関する更なる理解の必要性、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により浮彫りになった様々な偏見・差別など、人権課題も一層複雑多様なものとなっている。

そのため、新たな人権課題への対応については、今後新たに生じる人権課題に対する、行政としての基本的な役割の検討が必要である。

人権教育・啓発の更なる推進については、社会状況、市民意識の変化等を踏まえ、効果的、効率的で持続可能な、啓発・教育のあり方の検討や、次世代を担う市民を始め、広く市民の関心・参加を得られる人権啓発・学習機会提供のあり方の検討、発達段階や学校の実情に応じ、全ての教育活動を通して行われる人権教育の、より良い教育活動のあり方の検討などが必要である。

市民の主体的な学習活動の推進については、若年世代、子育て世代を巻き込んだ、幅広い市民の、主体的な学習活動の促進の方策の検討が必要である。

職員の人権に関する意識・知識の向上については、効果的、効率的な研修のあり方の検討が必要である。

このように、これら人権を取り巻く状況の変化に対応した、今日的な人権教育・啓発を推進していく必要がある。